

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に係る「基準条例」・「解釈通知」対比表

「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」【基準条例】 (平成25年3月11日栃木県条例第11号)	「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」【解釈通知】 (平成20年5月30日老発第0530002号) 平成30年3月22日一部改正
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第一項の規定に基づき、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム(以下「軽費老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活に必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(構造設備等の一般原則)</p> <p>第四条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>(設備の専用)</p> <p>第五条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>第1 一般的事項</p> <p>1 基本方針</p> <p>基準第2条は、軽費老人ホームが入所者の福祉を図るために必要な方針について総括的に規定したものであること。</p> <p>基準第2条から第33条の適用を受ける軽費老人ホームは、「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日社老第17号厚生省社会局長通知(以下、「旧通知」という。))における「ケアハウス」を指すものである。</p> <p>2 構造設備の一般原則</p> <p>(1) 基準第3条第1項は、軽費老人ホームの構造設備の一般原則について定めたものであり、軽費老人ホームの配置、構造設備が本基準及び建築基準法等の関係諸規定に従うとともに日照、採光、換気等について十分考慮されたものとし、もって入所者の保健衛生及び防災の万全を期すべきことを趣旨とするものである。</p> <p>(2) 同条第2項は、軽費老人ホームの立地について定めたものであり、入所者の外出の機会や地域との交流を図ることによる社会との結びつきの確保を求めたものである。開設時においては、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、施設を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断すべきものである。</p> <p>3 設備の専用</p> <p>基準第4条は、軽費老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該軽費老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、</p>

(職員の資格要件)  
第六条 軽費老人ホームの長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。  
2 生活相談員は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)  
第七条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)  
第八条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。  
一 施設の目的及び運営の方針  
二 職員の職種、数及び職務の内容  
三 入所定員  
四 入所者へのサービスの提供の内容及び利用料その他の費用の額  
五 施設の利用に当たっての留意事項  
六 非常災害対策  
七 その他施設の運営に関する重要事項

当該軽費老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切なサービスの提供が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものであること。

4 職員の資格要件  
基準第5条第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては軽費老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいうこと。  
なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てること。

5 職員の専従  
基準第6条は、入所者へのサービスの提供に万全を期すため、軽費老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該軽費老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこと。したがって、軽費老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。  
なお、ただし書の規定は、直接入所者へのサービスの提供に当たる生活相談員及び介護職員については、適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であつて、兼務によつても入所者へのサービスの提供に支障をきたさない場合に限り適用すること。

6 運営規程  
基準第7条は、軽費老人ホームの事業の適正な運営及び入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  
(1) 入所者に提供するサービスの内容及び費用の額  
ア 入所者に提供するサービスの内容については、日常生活を送る上で一日当たりの日課やレクリエーション及び年間行事等を含めた提供するサービスの内容を指すものであること。  
イ 費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。  
(2) 施設の利用にあつての留意事項  
入所者が軽費老人ホームを利用する際に、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。  
(3) 非常災害対策  
非常災害対策に関する規程とは、基準第8条第1項に定める非常災害に関する具体的な計画を指すものであること。  
(4) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第九条 軽費老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

- 第十条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 軽費老人ホームは、入所者へのサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 入所者へのサービスの提供に関する計画
  - 二 入所者へのサービスの提供に関する計画に基づき提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 第十八条第四項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録
  - 五 第三十四条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

7 非常災害対策

- (1) 基準第8条は、軽費老人ホームは、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- (2) 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等(同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される軽費老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等)及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうこと。
- (3) 「非常災害に対する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画も含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。なお、この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている軽費老人ホームにあっては、その者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにおいても防火管理者の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせること。なお、軽費老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)」等により別途通知しているので留意すること。

8 記録の整備

基準第9条は、軽費老人ホームの日々の運営及び財産並びに入所者に提供するサービスの状況等に関する一切の事実を正確に記録し、常に当該軽費老人ホームの実情を的確に把握するため、少なくとも次に掲げる記録を備えなければならないこととしたものであること。

(1) 運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 入所者に関する記録

- ア 入所者名簿
- イ 入所者台帳(入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項その他必要な事項を記録したもの)
- ウ 入所者に提供するサービスに関する計画
- エ サービスの提供に関する記録
- オ 献立その他食事に関する記録
- カ 入所者の健康管理に関する記録
- キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(設備の基準)

第十一条 軽費老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、軽費老人ホームの建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 談話室、娯楽室又は集会室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 面談室
- 九 洗濯室又は洗濯場

ク サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録  
ケ 入所者へのサービスの提供により事故が発生した場合の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(3) 会計経理に関する記録

ア 収支予算及び収支決算に関する書類

イ 金銭の出納に関する記録

ウ 債権債務に関する記録

エ 物品受払に関する記録

オ 収入支出に関する記録

カ 資産に関する記録

キ 証拠書類綴

第2 設備に関する事項

1 設備の基準

(1) 軽費老人ホームの建物のうち、居室、談話室、食堂等入所者が日常継続的に使用する設備を有するものについては、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物としなければならないこと。

なお、入所者が日常継続的に使用することのない設備のみ有する建物であって、居室、談話室等のある主たる建物から防災上支障がないよう相当の距離を隔てて設けられているものについては、必ずしも耐火建築物又は準耐火建築物としなくてもよいこと。

(2) 「火災に係る入所者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。

ア 基準第10条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。

イ 入所者の身体的、精神的特性にかんがみ日常生活における又は火災時の火災に係る安全性が確保されていること。

ウ 施設長及び防火管理者は、当該軽費老人ホームの建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。

エ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該軽費老人ホームの建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。

(3) 軽費老人ホームの設備は、当該軽費老人ホームの運営上及び入所者へのサービスの提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより軽費老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者へのサービスの提供に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができることとしたこと。なお、軽費老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。

(4) 談話室、食堂、浴室等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。

(5) 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。

(6) 「面談室」は、旧通知における「相談室」の名称を変更したものであること。

十 宿直室

十一 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第一号、第四号及び第七号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル(この設備に係る部分を除いた床面積は、十四・八五平方メートル)以上とすること。ただし、伊ただし書の場合にあっては、三十一・九平方メートル以上とすること。

ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室 老人が入浴するために適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

三 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下同じ。)により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル(この設備に係る部分を除いた床面積は、十三・二平方メートル)以上とすること。ただし、伊ただし書の場合にあっては、二十三・四五平方メートル以上とすること。

ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあっては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 共同生活室 次のとおりとすること。

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 施設内に一斉に放送できる設備を設けること。

二 居室が二階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(職員の配置の基準)

第十二条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人以下の軽費老人ホーム又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(いずれも入所者へのサービスの提供に支障がない場合に限る。)にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一 施設長

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すごとに一以上

三 介護職員 次のとおりとすること。

イ 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第二百三十条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第九九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が三十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適当数を加えて得た数

四 栄養士 一以上

五 事務員 一以上

六 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。

7 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 軽費老人ホームは、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により効果的な運営を期待することができる場合で

第3 職員に関する事項

1 職員数

(1) 職員については、適切な軽費老人ホームの運営が確保されるよう、第11条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。

(2) 同条第1項に定める「他の社会福祉施設等の栄養士と連携を図ることにより当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員(健康増進法第19条に規定する栄養指導員をいう。)との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。

(3) 用語の定義

ア 「常勤換算方法」

当該軽費老人ホームの職員の勤務延時間数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該軽費老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。

イ 「勤務延時間数」

勤務表上、当該軽費老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

ウ 「常勤」

当該軽費老人ホームにおける勤務時間が、当該軽費老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、軽費老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、軽費老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

エ 「前年度の平均値」

(ア) 基準第11条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

(イ) 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は定員増に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所

あって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、第一項第三号の介護職員のうち一人を置かないことができる。

- 9 第六項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならない。
- 10 第一項第四号の栄養士のうち一人以上及び同項第五号の事務員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 11 軽費老人ホームは、入所定員が六十人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、第一項第五号の事務員を置かないことができる。
- 12 第一項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。以下同じ。)の調理員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者へのサービスの提供が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
  - 一 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者
  - 二 診療所 その他の従業者
- 13 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(入所申込者等に対する説明等)

- 第十三条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。
  - 3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、第一項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

者数は、新設又は定員増の時点から6月未満の間は、便宜上、定員数の90%を入所者数とし、新設又は定員増の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は定員増の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(ウ) 定員減の場合には、定員減少後の実績が3月以上あるときは、定員減少後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

- (4) 同条第1項第3号ハの介護職員は、常勤換算方法で、二に加えて、「実情に応じた適当数」として、常勤換算方法で、一以上の介護職員を置くことが必要である。
- (5) 同条第8項の取扱いに当たっては、あらかじめ、介護職員のうち1名を置かないこととするに伴う職員配置状況やサービスの内容等について十分に説明を行い、全ての入所者から同意を得ることが必要である。

なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、介護職員のうち1名を置かないこととした後に入所する者については、入所契約に当たり、あらかじめ、当該サービスの内容、職員配置状況について十分に説明を行い、同意を得ることが必要である。
- (6) 同条第12項におけるサテライト型軽費老人ホームは、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型軽費老人ホームの入所者に対するサービスの提供等が適切に行われることを要件として、調理員その他の職員をサテライト型軽費老人ホームに置かないことができる。
- (7) 同条第13項の取扱いに当たっては、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)及び「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)に準じて適切に行うこと。
- (8) 基準第11条の規定により置くべき職員数は、別表1に掲げるとおりとなるので、参考とされたい。

#### 第4 運営に関する基準

##### 1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 基準第12条第1項は、軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該軽費老人ホームの運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設からサービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、同意については、入所者及び軽費老人ホーム双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。
- (2) 同条第2項は、契約書に定める軽費老人ホーム設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入所者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。

<p>(対象者)</p> <p>第十四条 軽費老人ホームの入所者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者</p> <p>二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。</p> <p>(入退所)</p> <p>第十五条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、当該軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、その者が適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。</p> <p>3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)又は施設サービス計画(同条第二十六項に規定する施設サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(サービス提供の記録)</p> <p>第十六条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p> <p>(利用料の受領)</p> <p>第十七条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けるこ</p>	<p>また、入所者、軽費老人ホーム設置者双方の契約解除条項を契約書上定めておくことを規定したものである。</p> <p>2 対象者</p> <p>(1) 利用者は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものであること。</p> <p>(2) 基準第13条第2項に規定される「三親等内の親族」とは、三親等内の血族及び三親等内の姻族を指すものであること。</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1 入退所</p> <p>(1) 基準第14条第1項は、軽費老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに安心して生き生きと明るく生活を送るためにどのような支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、当該施設において提供することができるサービスにより生活を継続することが可能な状態かどうかを明らかにすることが重要であるとしたものである。</p> <p>(2) 「入所中に提供することができるサービスの内容等」は、当該施設において提供されるサービス(特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護も含む。以下同じ。)の指定を受けている場合にはこれを含む。)の他、当該施設に入所しながら受けることができる訪問介護等の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス等の各種サービスを含むものである。同条第2項は、入所者が入所しながら受けることができる各種サービスを総合的に判断したうえで、日常生活を営むことが困難であると認められる状態となった場合には、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、施設において提供できるサービスとその者の状態に関する説明を行うとともに、その者の状態に適合するサービスにつなげるための情報提供等の必要な援助に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、この話し合いにあたっては、その者及びその家族の希望を十分に勘案しなければならない。安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意すること。</p> <p>(3) 同条第3項は、退所することとなった入所者の退所を円滑に行うとともに、退所先においてその者の心身の状況等に応じた適切なサービスを受けることができるよう、主として生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめとする保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めるべきことを規定したものである。</p> <p>2 サービスの提供の記録</p> <p>基準第15条は、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準第9条第2項に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>3 利用料等の受領</p> <p>(1) 入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、基準第16条第1項第1号に定める「サービ</p>
---	--



とができる。

- 一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。)
  - 二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)
  - 三 居住に要する費用(前号及び次号の光熱水費を除く。)
  - 四 居室に係る光熱水費
  - 五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入所者の同意を得なければならない。
- 3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限とする。

(サービス提供の方針)

- 第十八条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるようにその心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。
- 2 軽費老人ホームの職員は、入所者へのサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、

スの提供に要する費用」、同項第2号に定める「生活費」及び同項第3号に定める「居住に要する費用」の合算額以下とする。

- (2) 同条第1項第1号に定める「サービスの提供に要する費用」  
ア 「サービスの提供に要する費用」は、旧通知の「事務費」をいうものであること。  
イ 当該費用については、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とすること。  
なお、設定にあたっては、地域の実情その他の事情を総合的に勘案するよう努めること。
- (3) 同条第1項第2号に定める「生活費」  
ア 生活費とは、「食材料費及び共用部分に係る光熱水費」のほか、共用部分に係る維持管理に要する費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用をいうものである。  
イ 同条第3項の規定により算定される額を上限とすること。
- (4) 同条第1項第3号に定める「居住に要する費用」  
ア 「居住に要する費用」は、旧通知の「管理費」をいうものであること。  
イ 「居住に要する費用」の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。  
ウ 「居住に要する費用」は、入所者の所得の低い場合や夫婦で利用する場合等入所者の実態に応じ、一定の範囲内で減額しても差し支えないものであること。
- (5) 同条第1項第5号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームとして行うサービス以外の一時的疾病時における深夜介護に要する費用(特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。)及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものであること。  
ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用  
イ 同条第1項第1号から第4号に該当する費用  
ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用(退去時における居室の原状回復費用及び利用料が滞納された場合の保証金として、同条第1項第1号から第3号に係る費用を合算した徴収額の3ヶ月分(概ね30万円を超えない部分に限る。)の範囲で徴収する費用を除く。)
- (6) (5)のウに定める保証金は、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成10年3月建設省住宅局・(財)不動産適正取引推進機構)を参考にすること。
- (7) 同条第2項は、軽費老人ホームは、同条第1項の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、入所者の同意を得なければならないこととしたものである。

#### 4 サービス提供の方針

- (1) 基準第17条は、軽費老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援を行い、明るく生きがいのある生活を提供するための施設であることを十分に踏まえ、サービスの提供に当たらなければならないことを規定したものである。
- (2) 同条第3項及び第4項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するた

入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、入所者へのサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

め緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準第9条第2項の規定に基づき、当該記録は2年間保存しなければならない。

- (3) 同条第5項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
  - ② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
  - ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
  - ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
  - ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
  - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (4) 同条第5項第2号の「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
    - ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
    - ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
    - ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
    - ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
    - ⑤ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
    - ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
    - ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
  - (5) 同条第5項第3号の介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研

(食事)

第十九条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第二十条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、二日に一回以上の頻度での入浴の機会の提供その他の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

5 食事

食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 食事の提供について  
入所者の心身の状況、嗜好に応じて、適切な栄養量、内容及び時間に提供すること。  
また、一時的な疾病等により、食堂において食事を行うことが困難な入所者に対しては、居室において食事を提供するなど、必要な配慮を行わなければならないこと。
- (2) 調理について  
調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  
また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、協力医療機関等の医師の指導を受けること。
- (3) 食事の提供に関する業務の委託について  
食事の提供に関する業務は、軽費老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。
- (4) 居室関係部門と食事関係部門との連携について  
食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。
- (5) 栄養食事相談について  
入所者に対しては、適切な栄養食事相談を行う必要があること。

6 生活相談等

- (1) 基準第19条第1項の規定は、常時必要な指導を行い得る体制をとることにより積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。  
なお、相談に当たっては、運営規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的なサービスの提供に関する方針を定めることが適当であること。
- (2) 同条第2項は、軽費老人ホームは、要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。特に金銭にかかるものについては、書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後は、その都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。
- (3) 同条第3項は、軽費老人ホームは、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第二十一条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合は、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切に居宅サービス等(同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第二十二条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第二十三条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条までの規定を遵守させるために必要な指揮又は命令をするものとする。

(生活相談員の責務)

第二十四条 生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。)又は介護予防支援事業(同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二 第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

三 第三十四条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十五条 軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。

(4) 同条第4項は、軽費老人ホームは、入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこととするものである。

7 居宅サービス等の利用

軽費老人ホームは、入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受けることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないことを規定したものである。

8 健康の保持

(1) 軽費老人ホームは、入所者の健康管理に努めること。

(2) 職員については、労働安全衛生規則又は地方公共団体の実施する方法に従って健康診断を行うこと。

(3) 定期的に調理に従事する職員の検便を行うこと。

9 生活相談員の責務

(1) 基準第23条は、軽費老人ホームの生活相談員の責務を定めたものである。

生活相談員は、入所者に提供するサービスに関する計画に則った支援が行われるよう、必要に応じ、当該軽費老人ホームの職員の業務について調整を行うとともに、施設外の保健福祉サービスを行う者や市町村等、必要な機関との調整を行うことを基本とし、その上で、第1号から第3号までに掲げる業務を行うものである。

(2) 同条第2項の「生活相談員が置かれていない軽費老人ホーム」とは、基準第11条第6項の規定を適用した場合を指すものである。

10 勤務体制の確保等

基準第24条は、入所者に対する適切なサービスの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十六条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十七条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(1) 同条第1項は、軽費老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び介護職員等の配置、施設長との業務関係等を明確にすることを定めたものであること。

(2) 同条第2項は、職員の勤務態勢を定めるにあたっては、第17条第1項のサービスの提供の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立ったサービスの提供を行わなければならないこととしたものである。

(3) 同条第3項は、当該軽費老人ホームの職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。

11 衛生管理等

(1) 基準第26条第1項は、軽費老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

ア 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行われなければならない。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わなければならないこと。

イ 水道法（昭和32年法律第177号）の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

ウ 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。

エ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

オ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。

カ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。

ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第33条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当該施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、

平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>)

を参照されたい。

ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

エ 施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往症であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要である。

12 協力医療機関等

- (1) 軽費老人ホームは、入所者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。
- (2) 基準第27条第1項の協力医療機関及び第2項の協力歯科医療機関は、軽費老人ホームから近距離にあることが望ましい。

(協力医療機関等)

第二十八条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第二十九条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第三十一条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(苦情への対応)

第三十二条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、知事からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十三条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び職員に対する研修を実施すること。

13 秘密保持等

(1) 基準第 29 条第 1 項は、軽費老人ホームの職員に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

(2) 同条第 2 項は、軽費老人ホームに対して、過去に当該軽費老人ホームの職員であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

14 苦情処理

(1) 基準第 31 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。

(2) 同条第 2 項は、苦情に対し軽費老人ホームが組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（軽費老人ホームの提供するサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務づけたものである。

また、軽費老人ホームは、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うべきである。

なお、基準第 9 条第 2 項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2 年間保存しなければならない。

15 地域との連携等

(1) 基準第 32 条第 1 項は、軽費老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(2) 同条第 2 項は、基準第 2 条第 3 項の趣旨に基づき、介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

16 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 事故発生の防止のための指針

軽費老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

ア 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方

イ 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

エ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくことと介護事故に結びつく可

- 2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、当該入所者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、第二項に規定する場合であって、当該入所者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

- 能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- オ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
- (2) 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底  
 軽費老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  
 具体的には、次のようなことを想定している。
- ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- イ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。
- ウ (3)の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会  
 軽費老人ホームにおける「事故発生の防止のための検討委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、生活相談員、施設外の安全対策の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。  
 なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。  
 また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- (4) 事故発生の防止のための職員に対する研修  
 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。  
 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。  
 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  
 研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。
- (5) 損害賠償  
 軽費老人ホームは、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。



ない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。

(規則への委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過の軽費老人ホーム)

第二条 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホーム(この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次条から附則第十条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)であるものについては、第三条から第三十四条までの規定にかかわらず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第三条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第四条 軽費老人ホームA型は、五十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第五条 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

## 第6 経過の軽費老人ホーム

### 1 附則の趣旨

軽費老人ホームは、これまで軽費老人ホーム(A型)、軽費老人ホーム(B型)、ケアハウスという3類型が並存してきたものを、今後一元化する観点から、旧通知における「ケアハウス」の基準を本則として省令化を行ったものである。

一方、従来のケアハウスとは対象としてきた利用者や提供してきたサービスが異なる軽費老人ホーム(A型)及び軽費老人ホーム(B型)については、附則においてその基本方針並びに設備及び人員に関する基準の定めを置くこととしたものである。

なお、この附則の基準は、この省令の施行の際、現に存する軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームA型又は軽費老人ホームB型として、都道府県知事により指定を受けたものに限る、当該施設の建て替えまでの間適用するものであるので留意すること。

## 第7 軽費老人ホームA型

### 1 基本方針

附則第3条は、軽費老人ホームのうち、軽費老人ホームA型の基本方針について規定したものである。

附則第3条から第10条までの適用を受ける軽費老人ホームは、旧通知における「軽費老人ホーム(A型)」を指すものである。

### 2 設備の基準

(1) 第2の1の(1)から(3)は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、「軽費老人ホーム」とあるのは「軽費老人ホームA型」と、「第10条第2項」とあるの

- 2 前項の規定にかかわらず、軽費老人ホームA型の建物が、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
  - 二 非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
  - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。
- 3 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者へのサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。
- 一 居室
  - 二 談話室、娯楽室又は集会室
  - 三 静養室
  - 四 食堂
  - 五 浴室
  - 六 洗面所
  - 七 便所
  - 八 医務室
  - 九 調理室
  - 十 職員室
  - 十一 面談室
  - 十二 洗濯室又は洗濯場
  - 十三 宿直室
  - 十四 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第一号、第五号、第八号及び第九号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 居室 次のとおりとすること。
    - イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。
    - ロ 地階に設けてはならないこと。
    - ハ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル(収納設備を除く。)以上とすること。
  - 二 浴室 老人が入浴するために適したものであるほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
  - 三 医務室 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
  - 四 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(軽費老人ホームA型の職員の配置の基準)

- は「附則第五条第二項」と読み替えるものとする。
- (2) 「談話室、娯楽室又は集会室」は、それぞれ旧通知における「応接室(又は相談室)」、「集会室(又は娯楽室)」の名称を変更したものであること。
  - (3) 医務室は、入院施設を有しない診療所として医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を得ること。
  - (4) 「調理室」は、旧通知における「炊事室」の名称を変更したものであること。
  - (5) 職員室は、事務室等(入所者が日常継続的に使用する設備を除く。)に、適切なスペースを確保することができれば足りるものとする。
  - (6) 「面談室」は、旧通知における「相談室」の名称を変更したものであり、談話室等に適切なスペースを確保することができれば足りるものとする。

3 職員配置の基準

第六条 軽費老人ホームA型には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型(入所者へのサービスの提供に支障がない場合に限る。)にあっては第五号の栄養士、第六号の事務員、第七号の医師又は第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては同号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 生活相談員 次のとおりとすること。

イ 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、一以上とすること。

ロ 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、二以上とすること。

ハ 生活相談員のうち一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であって入所者の数が五十以下のものにあっては、この限りでない。

三 介護職員 次のとおりとすること。

イ 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、四以上とすること。

ロ 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。

ハ 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数とすること。

ニ 介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

四 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 次のとおりとすること。

イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、一以上

ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、二以上

五 栄養士 一以上

六 事務員 二以上

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

2 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次に定めるところによる。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあっては、一以上

二 介護職員 次のとおりとすること。

イ 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、一以上とすること。

ロ 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、二以上とすること。

(1) 職員については、適切な軽費老人ホームA型の運営が確保されるよう、附則第6条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。

(2) 第3の1の(3)は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、「軽費老人ホーム」とあるのは「軽費老人ホームA型」と読み替えるものとする。

(3) 附則第6条の規定により置くべき職員数は、別表2に掲げるとおりとなるので、参考とされたい。

- ハ 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、三以上とすること。
- ニ 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上とすること。
- ホ 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上とすること。
- ヘ 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数とすること。
- ト 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。
- 三 看護職員 次のとおりとすること。
  - イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一以上
  - ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二以上
- 3 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数とする。
- 4 第一項及び第二項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 6 第一項第二号及び第二項第一号の生活相談員(主任生活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号ニ及び第二項第二号トの主任介護職員は、常勤の者でなければならない。
- 8 第一項第四号及び第二項第三号ロの看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 9 第一項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。
- 10 第一項第六号の事務員のうち一人(入所定員が百十人を超える軽費老人ホームA型にあつては、二人)は、常勤の者でなければならない。
- 11 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。

(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

第七条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。)
- 二 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)
- 三 居室に係る光熱水費
- 四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その者に負担させることが適当と認められるもの

4 利用料等の受領

- (1) 入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、附則第7条第1項第1号に定める「サービスの提供に要する費用」、同項第2号に定める「生活費」の合算額以下とする。
- (2) 第5の3の(2)及び(3)は、軽費老人ホームA型について準用する。  
この場合において、第5の3の(2)中「同条第1項第1号」とあるのは「附則第7条第1項第1号」とし、同(3)中「同条第1項第2号」とあるのは「附則第7条第1項第2号」とし、同(3)イ中「同条第3項」とあるのは、「附則第7条第3項」と読み替えるものとする。
- (3) 附則第7条第1項第4号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」とは、軽費老人ホームA型として行うサービス以外の一時的

2 軽費老人ホームA型は、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入所者の同意を得なければならない。

3 第一項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限とする。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

第八条 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第九条 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二 次条において準用する第三十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

三 次条において準用する第三十四条第三項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が、前二項に規定する業務を行わなければならない。

(準用)

第十条 第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十三条及び第二十五条から第三十四条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「第八条から第十条まで、第十三条から前条まで及び次条から第三十四条まで」とあるのは、「附則第七条から附則第九条まで並びに附則第十条において準用する第八条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十一条まで及び第二十五条から第三十四条まで」と読み替えるものとする。

的疾病時における深夜介護に要する費用（特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームを除く。）及びクラブ活動費等入所者個人に負担を求めることが適当と認められる趣味・娯楽等に要する費用をいうものであり、次のような費用は含まないものであること。

ア 「共益費」などのあいまいな名目の費用

イ 同条第1項第1号から第3号に該当する費用

ウ 新規入所の際に、敷金、礼金、保証金等の名目で徴収する費用

5 生活相談員の責務

第5の9の(1)は、軽費老人ホームA型について準用する。

この場合において、「基準第23条」とあるのは、「附則第9条」と読み替えるものとする。

第8 軽費老人ホームB型（省略）